

2009年8月11日

mail ニュース

No.52・通巻 240

# 自治労連 都庁職

自治労連都庁職員

労働組合

発行人 米山隆史

TEL 03-5381-0250

## 「史上最悪な勧告に抗議する」2009年人事院勧告に対するコメント

2009年8月11日

自治労連都庁職書記長 米山 隆史

### ◎生活破壊、不当な史上最悪水準のマイナス勧告

人事院は8月11日、国会と内閣に対して国家公務員の給与等に関する勧告を行いました。勧告の主な内容として、月例給は09年4月給与の官民格差を0.22%・863円(平均年齢41.5歳)減として、俸給表の切り下げを4月に遡及して行うとしています。一時金については、年間支給月数(昨年7月から本年8月までの調査で)を0.35月分引き下げるとして、6月期の凍結分(0.2月分)を支給せず、12月期に0.15月分減額するとしています。これにより、年間給与は、平均15万4千円程度減収になります。さらに、自宅に係る住居手当の廃止を勧告していますが、これにより新築・購入後5年間2,500円の支給が廃止されます。また、高齢期の雇用では、無年金化に対する制度として65歳までの定年延長について早急に検討を進めていくとしています。

公務における非正規雇用職員の労働条件改善では、現行の日々雇用状態を任用期間・再任への改善、忌引休暇等の範囲拡大などに言及しました。

### ◎賃金削減攻撃を推進する政府・財界

賃金関係では、一時金削減は夏季一時金の0.2月削減による影響が政府・財界の意図的に作り出された結果です。月例給は、09春闘結果をみても基本給削減にはつながらず、公務員給与削減ありきの勧告といわざる得ません。

65歳までの雇用延長についても、給与体系・職場環境・退職金問題など多くの不明な部分があり、要求運動を含め今後の闘いの強化が必要です。

09勧告は、人事院勧告の役割である労働条件改善としての「労働基本権制約の代償措置」の立場を全く果さず到底認められません。直接影響を受ける約600万人の公務関係労働者の生活と今後民間労働者のさらなる賃金低下を招き内需拡大に逆行するものです。

### ◎自治労連都庁職は引き続き奮闘します。

自治労連都庁職は、人事院に対して署名行動・集会参加などを精力的に実施してきました。引き続き、09人勧の不当性と抗議の立場を組合員と共闘組織に広く伝えていきます。また、東京都人事委員会に対して国に追随する様な勧告を行わないための運動を進めていきます。

さらに、8月30日の総選挙で構造改革路線の転換を求め、憲法と地方自治が生きる政治の変化のため全力をつくします。